国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

平成３０年１１月１５日
国土交通省　東北運輸局

仙台市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

平成２９年１２月２０日に東北運輸局宮城運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書については、本日、宮城運輸支局において交付しました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：さくら観光　株式会社　　代表取締役　佐藤　とき子
（法人番号：３３７０００１００５６３６）
宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目２番地の１５
営業所：本社営業所
宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目２番地の１５

２．行政処分等年月日　　平成３０年１０月３１日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分
平成３０年１１月１５日から平成３０年１１月１９日まで（４両×５日間）
平成３０年１１月１５日から平成３０年１１月１８日まで（１０両×４日間）

４．違反の概要
（１）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
（道路運送法第２７条第３項）

①初任運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反
（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：髙山・小松
℡：０２２－７９１－７５３２